

国民健康保険出産育児一時金 支給方法のご案内

館山市市民課

館山市の国民健康保険に加入している方が出産をした場合、出産育児一時金として50万円を支給します。

多胎児を出産された場合は、出産された多胎児数分だけ支給されますので、双生児の場合は、2人分が支給されることとなります。

出産の際に直接支払制度を利用する場合、出産育児一時金は産院・医療機関等へ支給しますので、出産費用の窓口負担が軽減されます。

出産の際に直接支払制度を利用しない場合、出産費用は全額窓口負担になります。出産後、当市へ下記書類により申請をしてください。およそ2～3週間後にお振込みします。

【受付期間】 出産のあった日から2年間

【必要書類】

支給申請書（第2号様式）

申請書の太枠内にご記入ください。

申請者は出産当時の世帯主となります。

出産当時の世帯主ではない方の口座へ振り込む場合は委任状もご記入ください。

分娩費用明細書など費用明細のわかるものの写し

直接支払制度合意書など直接支払制度の利用意思がわかるものの写し

原則、出産前に産院・医療機関等から書面で意思を確認されます。

【申請先】館山市役所市民課 国保係（市民課 窓口）

出産には、妊娠12週（85日）以降の死産を含みます。

出産する被保険者が過去に1年以上社会保険に加入していて、退職で国民健康保険に移ってから6ヶ月以内に出産をした場合、国民健康保険ではなく、加入していた社会保険から支給を受けられる可能性があります。

お越しの際は、出産当時の世帯主の印鑑・出産者の保険資格がわかるもの（保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ）・振込口座のわかるものをお持ちください。

郵送による申請も受け付けています。

【問い合わせ先】

〒294-8601

館山市北条1145番地の1

館山市役所 市民課 国保係

TEL:0470-22-3428